

## オーストリアへの渡航・滞在にあたって - 在留許可の取得

### 申請から取得まで

オーストリアに **6 か月以上滞在**するか、または、6 か月以内であってもオーストリア国内で**報酬を得て就労**するなどの場合、オーストリアの**在留許可**を取得する必要があります。

在留許可は、日本にあるオーストリア大使館で申請する方法と、オーストリアに到着後に申請する方法があります。

オーストリアで申請する場合は、申請が受理されてから結果が判明するまでに**最大で 6 か月**かかります。したがって、在留許可を取得せずにオーストリアへ渡航した場合、到着後速やかに申請手続きを行わないと、滞在期間内（シェンゲン領域内に到着後 6 か月間）に在留許可を取得できない場合があります。このような場合には、いったんオーストリア国外（シェンゲン領域外）に出なければなりません。

オーストリアでの在留許可を申請するにあたっては、日本の警察が発行した**無犯罪証明書（警察証明書）**を提出する必要がありますが、同証明書の入手には**申請から約 2 か月**を要します。上記のとおり、オーストリアの在留許可申請の審査には、最大で 6 か月を要することもありますので、無犯罪証明（警察証明）などの必要書類は、できる限り事前に準備されることをお勧めします。

### 申請先

オーストリアでの在留許可の問い合わせ・申請先は、ウィーン市内にお住まいになる方はウィーン市役所 35 課（各区役所）、ウィーン以外にお住まいになる方は、お住まいになる各市町村の役場です。下の表を参照して下さい。

居住地	問い合わせ・申請先	電話番号等
ウィーン市	Magistratsabteilung 35 (MA35) (ウィーン市 35 課サービスセンター) 1200 Wien, Dresdner Straße 93	(+43 1)4000-3535 (インフォメーションサービス) E メール: <a href="mailto:service@ma35.wien.gv.at">service@ma35.wien.gv.at</a>
ウィーン市 1 区、4~9 区	1080 Wien, Friedrich-Schmidt-Platz 3, EG	(+43 1)4000-01035 E メール: <a href="mailto:41-ref@ma35.wien.gv.at">41-ref@ma35.wien.gv.at</a>
ウィーン市 2 区、21 区、22 区	1020 Wien, Meiereistraße 7, Sektor E, 1. Stock, Zimmer 105	(+43 1)4000-02035 E メール: <a href="mailto:42-ref@ma35.wien.gv.at">42-ref@ma35.wien.gv.at</a>

居住地	問い合わせ・申請先	電話番号等
ウィーン市 3区、11区、20区	1200 Wien, Hietzinger Kai 1, Stiege 1, 1. Stock	(+43 1)4000-20711 Eメール: <a href="mailto:43-ref@ma35.wien.gv.at">43-ref@ma35.wien.gv.at</a>
ウィーン市 10区、12区、13区、14区、 15区、23区	1130 Wien, Hietzinger Kai 1-3, Stiege 1, 1. Stock	10区、14区 (+43 1)4000-13708 Eメール: <a href="mailto:45-ref@ma35.wien.gv.at">45-ref@ma35.wien.gv.at</a> 12区、13区、15区、23区 (+43 1)4000-13035 Eメール: <a href="mailto:44-ref@ma35.wien.gv.at">44-ref@ma35.wien.gv.at</a>
ウィーン市 16区～19区	1160 Wien, Richard-Wagner-Platz 19, 1. Stock	(+43 1)4000-16035 Eメール: <a href="mailto:46-ref@ma35.wien.gv.at">46-ref@ma35.wien.gv.at</a>
ウィーン市以外	居住地の地区役場 (Bezirkshauptmannschaft 又は Magistrat) オーストリアの官庁総合サイト " <a href="http://HELP.gv.at">HELP.gv.at</a> " をご参照ください。	

## 必要書類

オーストリアの在留許可取得には、[出生証明書等の身分事項の証明書](#)や[無犯罪証明書](#)など様々な書類の提出が求められます。必要な書類は在留目的等によって異なり、申請内容に応じて追加書類の提出を求められることもあるようです。また、日本から持参する公文書には、原則として[アポステイユ](#)の付与が求められます。

詳しくは[日本にあるオーストリア大使館の案内](#)も参照の上、申請先に直接お問い合わせ下さい。

## 関連サイト

### 在留許可に関する一般的情報

- ["HELP.gv.at"](http://HELP.gv.at)  
(オーストリア官庁総合案内)  
(英語)
- [オーストリア内務省](#)

## 問い合わせ先

- ウィーン市 35 課(MA35)各支所一覧・業務時間等 (ドイツ語)
- 日本にあるオーストリア大使館

## 官庁総合案内

- "HELP.gv.at" トップページ  
(ドイツ語)
- 英語ヘルプサービスへのリンクもあります

## オーストリアの在留権取得

### (健康保険要件の厳格化とドイツ語履修義務対象変更)

#### 1. 在留権の種類

##### (1) 在留許可(Aufenthaltsbewilligung)

～将来的に帰国することを前提とした制度～

●ICT (Intra-Corporate Transfers) 労働力 (企業内で派遣される駐在員等)

※労働市場審査あり

※最高3年間に限定

●特別被用者の一部

※オーペア, 船員など

●社会奉仕者

※1年間に限定

●小学生・中学生・高校生・専門学校生

●大学生

●ICT 労働力及び大学生の家族

##### (2) 定住許可 (Niederlassungsbewilligung)

～将来的に永住することを前提とした制度～

●ロート・ヴァイス・ロート・カード (キーパーソン) 対象者

1. 特別高技能者
2. 人材不足専門技術者
3. オーストリアの大学修了者
4. その他のキーパーソン
5. 自営業者

※1～4は点数制度で基準点以上が必要

※4は労働市場審査, 5は経済効果審査あり

●EUブルーカード（EU指令に基づくキーパーソン）対象者

※高額給与及び高学歴が条件

※労働市場審査あり

●ロート・ヴァイス・ロート・カード・プラス対象者

1. ロート・ヴァイス・ロート・カード所有者の家族
2. EUブルーカード所有者の家族
3. ロート・ヴァイス・ロート・カードから書換え可能
4. EUブルーカードから書換え可能

●特別被用者（Sonderfälle unselbständiger

Erwerbstätigkeit）の大部分及びその家族

※国際機関職員, メディア関係者, 教員など

●欧州経済圏市民・オーストリア人の家族

●芸術家及びその家族

●研究者及びその家族

●EU永住権（EU指令に基づく）対象者

※上記在留権で継続的に5年の定住が条件

## 2. 在留権の申請方法

### （1）在留権申請場所

・原則, オーストリアの在外公館で初回申請するが, 査証なしで入国可能な国籍所有者はオーストリアで初回申請することが可能。

・オーストリアで初回申請する場合, 査証なしで滞在可能な期間内に在留権を取得することに留意（日本人は6

ヶ月以内、その後は不法滞在となる）。

・更新申請の場合は当局の判断が下るまで滞在することが可能。

(2) 必要書類（在京オーストリア大使館ホームページより抜粋）

**書類はオリジナルとコピーの両方を提出**

- 申請用紙（ダウンロード可 ダウンロード欄参照）
- 写真1枚
- パスポート原本およびパスポートのコピー（白紙以外全ページ）
- 戸籍抄本または複数の家族で申請する場合は戸籍謄本（注1）
- 住民票（オーストリアで直接申請する場合はオーストリアの Meldezettel（注1）
- 現地の住居証明
- 労働許可証（注2） / 入学許可証・在籍証明書 / 受け入れ証明 (Invitation letter 等)
- 経済的証明書（オーストリアの銀行の残高証明・奨学金の証明・会社の給与証明等）（注1）
- 健康保険加入証明書（オーストリアの健康保険（強制、任意）、あるいはそれに匹敵するオーストリアで有効な、支払い保証付きの無制限の健康保険；  
注意：海外旅行保険は不可になりました）（注1）
- 無犯罪証明書(注3)
- 無借金証明書(注4)

（注1）添付書類がドイツ語以外の場合、認証訳文を要する。（無犯罪証明書を除く）戸籍などは日本国外務省のハーグ条約（公印の認証不要条約）によるアポスティールを要する 訳文認証は原則的に下記の機関又は個人によって作成される。

**オーストリア国内の場合:** 法廷翻訳者・通訳者

(注2) 雇用主がオーストリアの Arbeitsmarkt Service (AMS) に申請するもの

(注3) 都道府県警察本部で申請・取得

(要アポステューユ; 翻訳不要; 交付後 3 ヶ月以内のもの)

(注4) ウィーンでの申請の場合 (学生は更新時のみ) に必要となる。ウィーン市 35 課では KSV1870 Information GmbH での取得を推奨している。(同社サイト

<https://www.ksv.at/infopass-behoerden>)

### 3. 健康保険要件の厳格化

(1) 在留権を取得するために、駐在員等の就労者は原則として健康保険、年金保険、失業保険、労災保険がパッケージになった社会保険への加入を義務付けられている。一方、特別被用者、研究者及び学生はパッケージになった社会保険への加入は義務づけられていないが、在留権を取得するためには健康保険に任意加入する必要がある。

(2) 従来、任意加入の健康保険として日本で加入した民間健康保険や旅行保険が認められていたが、2015年6月18日の最高裁判決及び2016年12月7日の行政裁判所判決を受け、在留権を取得するための健康保険としては、原則としてオーストリアの公的健康保険及びこれに準ずる民間健康保険のみが認められることとなった。

(3) 特別被用者または研究者がオーストリアの公的健康保険に任意加入した場合は、保険加入後6カ月を経ないと補償が開始されないため、公的健康保険の補償が開始されるまでの間、オーストリアの民間健康保険に加入する必要がある。

### 4. ドイツ語履修義務対象者の変更

(1) 法改正 (2017年10月1日施行)

・特別被用者の大半が取得しなければならない在留

権のカテゴリーが在留許可から定住許可に移行した（定住・在留法第43条b）。さらに，研究者と芸術家のカテゴリーも在留許可から定住許可に移行した。

・これに伴い，定住許可のカテゴリーに移行した特別被用者及び芸術家に対して新たにドイツ語（A1レベル）能力の証明書提出及びドイツ語（A2レベル）等履修（注）が義務付けられることとなった（定住・在留法第21条a及び統合法第9条第1項）が，研究者は履修済みとみなされる。

（2）定住許可申請時に初級ドイツ語（A1レベル）能力の証明書提出を義務付けられる。ただし，オーストリアの大学入学資格に相当する学力証明を提示すれば，ドイツ語能力の証明書の提出は免除され得るが，日本の大学の卒業証明書等の場合は科学・研究・経済省による比較認証を受けて，オーストリアの大学入学資格に相当することの認定を受ける必要がある。同省サイト <https://www.aais.at/> から認定申請が出来る。

必要書類：住民票（Meldebestätigung），卒業証明書及び成績証明書，有資格者による独語訳（日本語の証明書の場 合），当館発行印章証明，旅券

手数料：1申請につき証明書2通まで150ユーロ，3通以上200ユーロ

（3）日本の大学等の卒業証明書がオーストリアの大学入学資格に相当する学力証明として認められ，定住許可が発給されると，2年以内にドイツ語の能力をA2レベル（日常会話，簡単な読み書きレベル）に向上させる義務も履行済みとみなされるが，5年在留後に永住権を取得する場合はドイツ語能力をB1（中級）レベルに引き上げていることが条件とされる（注）。

（注）オーストリア統合基金（Österreichische Integrationsfonds : ÖIF）が証明書を発行します。

（同基金サイト <https://sprachportal.integrationsfonds.at/english.html>）

